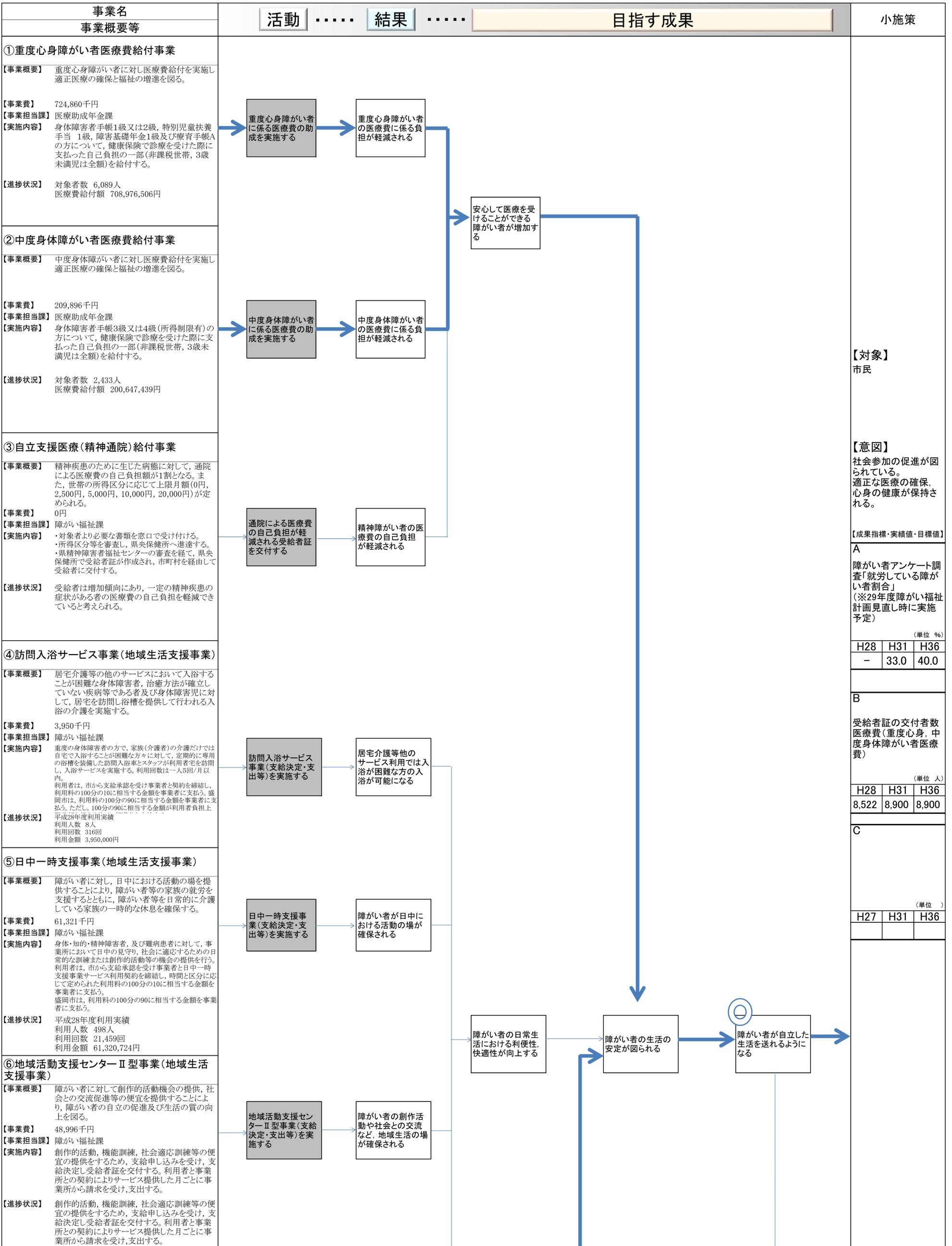


【別紙】  
ロジックモデルシート(平成28年度実績評価)

施策コード	5	施策名	障がい者福祉の充実	小施策 主管課名	障がい福祉課
小施策コード	5-2	小施策名	障がい者福祉サービスの充実		



事業名 事業概要等	活動 …… 結果 ……	目指す成果	小施策						
<b>⑦移動支援事業(地域生活支援事業)</b> <b>【事業概要】</b> 視覚障害者、全身障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等に対して、外出時の移動の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進し、もって視覚障害者等の福祉の増進に資することを目的としている。 <b>【事業費】</b> 10,359千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済的活動に係る外出、通年又は長期にわたる外出及び社会生活上不適当と認められる外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)に係るサービスを行う。 <b>【進捗状況】</b> 平成28年度利用実績 実利用者数 99人 利用回数 2,014回 利用金額 10,358,629円	移動支援事業(支給決定・支出等)を実施する	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出が可能となる							
<b>⑧日常生活用具給付事業(地域生活支援事業)</b> <b>【事業概要】</b> 在宅または施設入所の重度障がい者等に、日常生活用具を給付することにより、自立した生活を支援する。 <b>【事業費】</b> 61,564千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 障がい者の日常生活の利便を図り、より快適にするために用具を給付するもの。原則として9割を市が負担し、1割は申請者の自己負担となる。生活保護受給者は原則全額公費負担。利用者の申請に基づき申請内容を審査し、給付及び利用者負担額の決定を行う。決定通知に基づき委託業者が納品した後、業者からの請求により、公費負担額を支出する。 <b>【進捗状況】</b> 日常生活用具を給付することで、重度障がい者等に自立した生活を支援をし、一定の評価を得た。年々、給付件数は増加しているため、引き続き支援を行っていく。	申請に基づき申請内容を審査し、日常生活用具給付及び利用者負担額の決定を行う	利用者が給付された日常生活用具を利用する	<b>【対象】</b> 市民  <b>【意図】</b> 社会参加の促進が図られている。適正な医療の確保、心身の健康が保持される。  <b>【成果指標・実績値・目標値】</b> A 障がい者アンケート調査「就労している障がい者割合」(※29年度障がい福祉計画見直し時に実施予定) (単位 %) <table border="1" data-bbox="1801 1320 2005 1389"> <tr><th>H28</th><th>H31</th><th>H36</th></tr> <tr><td>-</td><td>33.0</td><td>40.0</td></tr> </table>	H28	H31	H36	-	33.0	40.0
H28	H31	H36							
-	33.0	40.0							
<b>⑨介護・訓練等給付事業</b> <b>【事業概要】</b> 障害者総合支援法に規定により、障がい者(児)が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、介護・訓練等給付の支給を行う。 <b>【事業費】</b> 4,566,255千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 障がい者(児)に対して下記のサービスを給付し、実施事業者に給付費を支出する。 ①居宅介護給付費②重度訪問介護給付費③行動援護給付費④同行援護給付費⑤療養介護給付費⑥生活介護給付費⑦短期入所給付費⑧施設入所支援給付費⑨特別給付費(施設入所)⑩計画相談支援給付費⑪地域移行支援給付費⑫地域定着支援給付費⑬高額障がい福祉サービス費⑭共同生活援助給付費⑮自立訓練(機能)給付費⑯自立訓練(生活)給付費⑰宿泊型自立訓練⑱就労移行支援給付費⑲就労継続支援(A型)給付費⑳就労継続支援(B型)給付費㉑特別給付費(GH) <b>【進捗状況】</b> 随時、障がい者(児)に対しサービス利用に関する調査を行い、能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるように介護給付費や、障がい者が地域で生活できるよう社会参加、就労支援に係る訓練等給付費の支給決定を行った。	障がい者(児)に対しサービス利用に関する調査を行い、支給決定をし、受給者証を交付する	障がい者(児)がサービスを利用する	B 受給者証の交付者数 医療費(重度心身、中度身体障がい者医療費) (単位 人) <table border="1" data-bbox="1801 1647 2005 1715"> <tr><th>H28</th><th>H31</th><th>H36</th></tr> <tr><td>8,522</td><td>8,900</td><td>8,900</td></tr> </table>	H28	H31	H36	8,522	8,900	8,900
H28	H31	H36							
8,522	8,900	8,900							
<b>⑩自動車改造等助成事業(地域生活支援事業)</b> <b>【事業概要】</b> 自動車運転免許の取得・自動車の改造に係る費用の一部を助成することにより、身体障がい者の就労等社会参加の促進・経済的負担の軽減を図る。 <b>【事業費】</b> 569千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> <b>【自操車両改造】</b> 身体障がい者が自ら自動車を運転するために必要な走行装置、駆動装置等を自動車に装備すること。 <b>【介護車両改造】</b> 重度身体障がい者の自動車の乗降を容易にするための装置を自動車に装備すること。 <b>【運転免許取得助成】</b> 身体障害者が第1種または第2種運転免許を取得すること。 <b>【進捗状況】</b> 申請内容に従って対象かどうかを審査し、必要な費用の一部を助成している。	車両改造及び運転免許の取得を希望する対象者に費用を助成する	身体障がい者や重度身体障がい者が自操車両改造や介護車両改造を実施する 身体障がい者が第1種または第2種運転免許を取得する 身体障がい者や重度身体障がい者の日常生活における移動の利便性が向上する	C (単位 ) <table border="1" data-bbox="1801 1914 2005 1982"> <tr><th>H27</th><th>H31</th><th>H36</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	H27	H31	H36			
H27	H31	H36							
<b>⑪障がい者相談支援事業</b> <b>【事業概要】</b> 障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う。 <b>【事業費】</b> 34,076千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> ①福祉サービスの利用援助②社会資源を活用するための支援③社会生活力を高めるための支援④ピアカウンセリング⑤権利擁護のために必要な援助⑥専門機関の紹介 <b>【進捗状況】</b> 相談件数 3,203件 相談実人数 348人 (うち新規123人) 委託料 34,075,920円	障がい者の援護に精通した社会福祉法人等に事業を委託する	障がい者の援護に精通した社会福祉法人等が、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を実施する 障がいを持つ人の日常生活における利便性・快適性が向上する 障がいを持つ人の心理的・精神的負担が軽減される							
<b>⑫特別障害者手当等給付事業</b> <b>【事業概要】</b> 身体又は精神に常時特別な介護を要する程度の障がいのある者(児)に対し、手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 <b>【事業費】</b> 181,614千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 対象者からの申請に基づき認定作業を行い、支給決定者に対して口座振込により手当を支給する。 <b>【進捗状況】</b> 随時、身体又は精神に常時特別な介護を要する程度の障がいのある者(児)に対し、手当を支給した。在宅の重度障がい者が増加傾向にあるため、福祉の増進に寄与している。	在宅の重度障がい者等に対して、特別障害者手当等給付事業を実施(支給)する	在宅の重度障がい者等及び扶養義務者の経済的負担が軽減される 在宅の重度障がい者等の福祉の増進が図られる							

<b>事業名</b> <b>事業概要等</b>	<b>活動</b> ..... <b>結果</b> .....	<b>目指す成果</b>	<b>小施策</b>						
<b>⑬障がい者施設管理運営事業</b> <b>【事業概要】</b> 在宅の障がい者に対し入浴、給食、機能回復訓練、生活相談等の各種サービスを提供し、自立と社会参加を促進する。 <b>【事業費】</b> 17,462千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 1 盛岡市身体障害者福祉センター 在宅の障がい者に対し、各種の相談に応ずるとともに、地域活動支援センターⅡ型事業所として機能回復訓練、社会適応訓練、創作的活動等のサービスの提供を行っている。また、リフト付福祉バスを運行し、障がい者の社会参加の促進を図る。 2 盛岡市立地域福祉センター(身障デイ部門) 在宅の身体障害者に対し、身体障害者デイサービス事業所として入浴、排せつまたは給食サービス、機能回復訓練、社会適応訓練、創作的活動等のサービスの提供を行っている。 <b>【進捗状況】</b> 在宅の障がい者に対し入浴、給食、機能回復訓練、生活相談等の各種サービスを提供し、自立と社会参加を促進のため、補助金を交付した。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">「盛岡市身体障害者福祉センター」及び「盛岡市立地域福祉センター」に対し施設管理に係る補助金を交付する</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">「盛岡市身体障害者福祉センター」及び「盛岡市立地域福祉センター」が、在宅の障がい者に対し、入浴等、自立と社会参加を促進するサービスを提供する</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">在宅の障がい者が日常生活や社会参加に必要な技能等を習得する</div>		<b>【対象】</b> 市民						
<b>⑭緊急通報システム設置事業</b> <b>【事業概要】</b> ひとり暮らしの重度身体障がい者等に対して、緊急通報サービスを提供することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、もってひとり暮らし重度身体障がい者等の福祉の増進に資する。 <b>【事業費】</b> 109千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> ひとり暮らしの重度身体障がい者の自宅に緊急通報装置を設置し、緊急時の対応と安否確認を行うことにより日常生活の不安解消を図る。なお、ALSOKあんしんケアサポート株式会社に受信業務を委託しているものである。 <b>【進捗状況】</b> 現在、装置を設置している者については毎月安否確認を行い、一定の成果が認められている。新規の設置希望者については、電話回線の確保やキーボックスの設置等に難航し、実際には環境が整わない場合がある。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">新規の利用申請に基づき、制度利用の可否を決定し、ALSOKあんしんケアサポート株式会社に受信業務を委託する</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">ALSOKあんしんケアサポート株式会社が、ひとり暮らしの重度身体障がい者の家に緊急通報装置を設置し、緊急時の通報ができる体制が整う</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ひとり暮らしの重度身体障がい者の日常生活上の不安が解消される</div>		<b>【意図】</b> 社会参加の促進が図られている。 適正な医療の確保、心身の健康が保持される。  <b>【成果指標・実績値・目標値】</b> <b>A</b> 障がい者アンケート調査「就労している障がい者割合」(※29年度障がい福祉計画見直し時に実施予定) <small>(単位 %)</small> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H28</th> <th>H31</th> <th>H36</th> </tr> <tr> <td>-</td> <td>33.0</td> <td>40.0</td> </tr> </table>	H28	H31	H36	-	33.0	40.0
H28	H31	H36							
-	33.0	40.0							
<b>⑮福祉タクシー及び福祉ガソリン等助成事業</b> <b>【事業概要】</b> 移動が困難な在宅重度障がい者に対してタクシー助成及びガソリン等助成による外出支援を行うことにより、より一層の社会参加の促進を図る。 <b>【事業費】</b> 37,022千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 選択制により、タクシー助成券またはガソリン等助成券を交付する。 交付される枚数は、申込月にかかわらず(年度当初の4月に申し込まなくても)タクシー券の場合は年24枚、ガソリン等助成券の場合は年12枚。(1枚あたり600円) ※ただし、年度途中で利用対象となった方については、利用対象となった月から年度末(3月)分まで、タクシー券の場合は月2枚、ガソリン等助成券の場合は月1枚で計算した枚数を発行する。 <b>【進捗状況】</b> H28年度実績 決算額 37,021,857円 (前年比 119,313円減)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">在宅の重度障がい者にタクシー券を助成することによる外出支援をする</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">在宅の重度障がい者がタクシー券を利用する</div>		<b>B</b> 受給者証の交付者数 医療費(重度心身、中度身体障がい者医療費) <small>(単位 人)</small> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H28</th> <th>H31</th> <th>H36</th> </tr> <tr> <td>8,575</td> <td>8,900</td> <td>8,900</td> </tr> </table>	H28	H31	H36	8,575	8,900	8,900
H28	H31	H36							
8,575	8,900	8,900							
<b>⑯障害給付認定審査事業</b> <b>【事業概要】</b> 障害者総合支援法に基づき、障がい者が障害福祉サービスを利用するために必要な障害支援区分を審査認定する。 <b>【事業費】</b> 12,335千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 障害福祉サービスを利用希望の障がい者に対し、調査員が心身の状況を知るために80項目の調査を行う。そして、医師意見書をかかりつけの病院に依頼する。かかりつけの病院がない場合は指定医に依頼する。調査結果及び医師意見書の一部項目(24項目)をコンピューターに入力し、一次判定の結果を出す。①一次判定の結果表、②本人の詳しい状況がわかる特記事項、③医師意見書の三つの資料を審査会に提出し、二次判定を行い、最終的な障害支援区分を決定する。 <b>【進捗状況】</b> 平成28年度利用実績 審査会件数 36回 認定判定件数 579回 決算額 12,334,906円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">障害支援区分に係る認定審査会を開催する</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">障害福祉サービスの利用を希望する障がい者の障害支援区分が審査判定、認定される</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">様々な障害福祉サービスを受けられるようになる</div>		<b>C</b> <small>(単位 )</small> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H36</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H27	H31	H36			
H27	H31	H36							
<b>⑰自立支援医療(更生)給付事業</b> <b>【事業概要】</b> 更生医療が必要と認められる身体障がい者に対し医療費の給付を行うことにより、障がいの改善または機能の維持に寄与し、自立と社会経済活動への参加の促進を図る。 <b>【事業費】</b> 244,363千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 身体障害者手帳所持者が、手帳に記載された「障害名」及び「原因疾病」について、その障がいを除去または軽減し、生活能力の向上や社会生活を容易にするために必要な医療を指定医療機関で受ける場合、その医療費を助成する。これにより、当該医療に係る受診者の自己負担は原則として医療費の1割に軽減される。生活保護受給者は自己負担なし。 <b>【進捗状況】</b> 必要な医療かどうかを岩手県総合相談センターで判定し、受給者証の交付を行っている。診断書を省略できる場合は、市で更新手続きを行っている。受給者証の交付を受けている方の医療費が国保連、支払基金からそれぞれ請求されるため、期限までに支払う。変更手続き等が漏れている場合は、医療機関に連絡し適切な処理を依頼している。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">更生医療が必要と認められる身体障害者へ支給認定を行う</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">指定自立支援医療機関の指定・変更・更新を行う</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">身体障害者の医療費の自己負担が減る</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">指定自立支援医療機関から更生医療の意見書が作成される</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">医療費の不安を抱えることなく治療ができ、自立及び障害の軽減につながる</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">障がい軽減する、または病状を維持することができる</div>								

事業名 事業概要等	活動 …… 結果 ……	目指す成果	小施策						
<b>⑱ 身体障害者(児)補装具給付事業</b> <b>【事業概要】</b> 身体機能を補う補装具(車いす, 補聴器, 義足等)の購入または修理を希望する身体障がい児(者)に対し, 補装具費の支給決定を行い, 自立した生活を支援する。 <b>【事業費】</b> 72,438千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 補装具費支給希望する障害児(者)からの申請に基づき内容を審査(身体障害者更生相談書からの判定を要する場合あり), 確認して支給決定を行い, 業者が補装具を本人に納品したことを確認した後, 業者に公費負担分の支払を実施する。 <b>【進捗状況】</b> 補装具費支給申請者からの申請に基づき, 内容を審査・確認して支給決定を行い, 事業者が本人に納品したことを確認した後, 事業者が公費負担分を支払った。	<p>身体機能を補う補装具(車いす, 補聴器, 義足等)の購入または修理を希望する身体障がい児(者)に対し, 支給決定を行う</p> <p>身体障がい児(者)が, 補装具を利用する</p> <p>障がい特性上制限のあった事柄が補われ, 障がい児(者)のQOLの向上が図られる</p>								
<b>⑲ 身体障害者手帳交付事業</b> <b>【事業概要】</b> 身体に障害のある者に対し申請に基づき身体障害者手帳を交付するとともに, 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定を行う。 <b>【事業費】</b> 1,982千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 身体に障害のある者に対し申請に基づき身体障害者手帳を交付するとともに, 記載事項の変更, 有効期限判定者の再判定等にもなう諸手続きを行う。また身体障害者福祉法第15条に規定する診断書作成医師の指定を行っている。 <b>【進捗状況】</b> 身体障害者手帳の申請に対し, 診断書の内容について審査し手帳を交付している。記載事項の変更や再認定についても随時手続きを行っている。また, 年4回の審査部会の答申を経て, 身体障害者福祉法第15条に規定する医師を指定している。	<p>身体に障害のある者に対し申請に基づき身体障害者手帳を交付する</p> <p>身体に障害のある者が身体障害者手帳の交付を受ける</p> <p>身体に障害のある者が, 法令に基づく更生援護や各種割引・優遇措置等を受受できるようになる</p> <p>診断書作成の出来る医師の指定を実施する</p> <p>診断書が作成される</p>		<b>【対象】</b> 市民  <b>【意図】</b> 社会参加の促進が図られている。適正な医療の確保, 心身の健康が保持される。						
<b>⑳ 地域活動支援センターⅠ型設置事業(地域生活支援事業)</b> <b>【事業概要】</b> 障がい者等に対して, 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の便宜を供与することにより, 障がい者等の自立及び社会参加の促進を図る。 <b>【事業費】</b> 8,767千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> NPO法人いわてソーシャルサポートセンターに委託し, 創作的活動・生産活動の機会の提供, 医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整, 地域住民ボランティアの育成, 普及啓発, 相談支援事業を実施。 <b>【進捗状況】</b> 平成28年度利用実績 相談実人員 139人 センター利用者数 724人 相談総数 1,205回 委託料 8,766,800円	<p>NPO法人いわてソーシャルサポートセンターに地域活動支援センターⅠ型事業を委託する</p> <p>NPO法人いわてソーシャルサポートセンターが地域活動支援センターⅠ型事業を実施する</p> <p>障がい者等が, 自立した生活と社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が実現する</p>		<b>【成果指標・実績値・目標値】</b> <b>A</b> 障がい者アンケート調査「就労している障がい者割合」(※29年度障がい福祉計画見直し時に実施予定) (単位 %) <table border="1" data-bbox="1797 1246 2011 1320"> <tr> <td>H28</td> <td>H31</td> <td>H36</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>33.0</td> <td>40.0</td> </tr> </table>	H28	H31	H36	-	33.0	40.0
H28	H31	H36							
-	33.0	40.0							
<b>㉑ 障がい者福祉施設整備助成事業</b> <b>【事業概要】</b> 障がい者福祉施設等の整備に関する経費に対して補助を行う。 <b>【事業費】</b> 4,638千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 防犯カメラを設置した4事業者及びフェンス等の設置・修繕をした1事業者に対する補助金の交付 <b>【進捗状況】</b> 平成28年度決算額 4,638,000円	<p>障がい福祉事業者に対し施設等の整備に係る補助金を交付する</p> <p>障がい福祉事業者が施設等を整備する</p> <p>障がい福祉事業者が整備した施設等を障がい者が利用する</p>		<b>B</b> 受給者証の交付者数 医療費(重度心身, 中度身体障がい者医療費) (単位 人) <table border="1" data-bbox="1797 1543 2011 1617"> <tr> <td>H28</td> <td>H31</td> <td>H36</td> </tr> <tr> <td>8,575</td> <td>8,900</td> <td>8,900</td> </tr> </table>	H28	H31	H36	8,575	8,900	8,900
H28	H31	H36							
8,575	8,900	8,900							
<b>㉒ 精神障害者作業所通所交通費助成事業</b> <b>【事業概要】</b> 公共交通機関を利用して障がい者作業所に通所している在宅の精神障害者に対し, その通所に係るの運賃の一部を助成することにより, 精神障がい者の経済的負担の軽減を図る。 <b>【事業費】</b> 104千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 障がい者作業所へ通所している精神障害者保健福祉手帳を所持している者に対し, 路線バス等の公共交通機関(IGRいわて銀河鉄道を除く)を利用したときに費用を助成する。助成額は, 実費交通費の半額で月額5,000円を上限とする。 <b>【進捗状況】</b> 精神障害者の作業所に通う際の負担が軽減されている。 なお, 平成28年度よりバス会社各社が精神障害者手帳所持者に対するバス運賃の割引が開始したことから, 鉄道(IGRいわて銀河鉄道を除く)を利用したときに係る費用のみを助成している。	<p>障がい者作業所への通所に係る運賃の一部を助成する</p> <p>精神障がい者の経済的負担が軽減される</p> <p>精神障がい者が安心して障がい者作業所に通所できるようになる</p>		<b>C</b> (単位 ) <table border="1" data-bbox="1797 1810 2011 1884"> <tr> <td>H27</td> <td>H31</td> <td>H36</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H27	H31	H36			
H27	H31	H36							
<b>㉓ 地域活動支援センターⅢ型運営費補助事業(地域生活支援事業)</b> <b>【事業概要】</b> 障がい者の自立と社会参加を促進するため, 地域活動支援センターⅢ型の運営費を補助する <b>【事業費】</b> 28,842千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 地域活動支援センターⅢ型(5事業所)に対する運営費補助金の支出 <b>【進捗状況】</b> 障がい者の自立と社会参加を促進するため, 運営費の補助金を交付した。	<p>地域活動支援センターⅢ型運営団体に活動補助金を交付する</p> <p>各運営団体が地域活動支援センターⅢ型を運営する</p> <p>盛岡市内の障がい者が, 自立した生活と社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が実現する</p>								

事業名 事業概要等	活動 …… 結果 …… 目指す成果					小施策							
<b>㉔障がい者等住宅改造支援事業</b> <b>【事業概要】</b> 在宅重度障がい者の日常生活の基盤となる住宅を改造することにより、障がい者の自立支援及び介護者の利便性の向上を図るため、住宅改造に要する経費に対し、補助金を交付する。 <b>【事業費】</b> 666千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 重度障がい者の日常生活動作又はその介護者の介護動作に合わせて、当該重度障がい者等が居住する住宅のトイレ、浴室、玄関、台所、廊下、居室、階段、洗面所その他必要な箇所を改造する工事に対して補助する。 <b>【進捗状況】</b> 障がい者の自立支援及び介護者の利便性向上を図るため、2件分の補助金交付を行った。	住宅改修利用者に対し、補助金を交付する	重度障がい者の日常生活動作又はその介護者の介護動作に合った住宅に改造される	重度障がい者の自宅での生活が改善され、介護者の負担も軽減される										
<b>㉕福祉サービス事業所等指定事務</b> <b>【事業概要】</b> 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の指定及び変更等の業務を行うもの。 <b>【事業費】</b> 789千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> ・新規事業所の指定(年間34件) ・指定更新(6年に1度更新)(年間11件) ・変更申請の審査及び受理(年間約411件) ・ホームページやメールによる事業所への通知 ・事業所実地指導への同行(年間22事業所) <b>【進捗状況】</b> 指定申請等各種届出に関連する問い合わせや書類の審査・受理について、随時対応を行っている。 また、ホームページやメールにより事業所への情報提供を実施するとともに、指定申請・開設の手引き等を作成し、事務の適正化・効率化を図っている。	事業所から提出された申請書を審査し、福祉サービス事業所等を指定する	障がい者の居住の場、日中活動の場等が増える	障がい者の選択の機会が確保され、可能な限り身近な場所において必要な日常生活、社会生活を営むための支援を受けることができる	福祉サービス事業所等の適正運営、支援力向上が図られる			<b>【対象】</b> 市民  <b>【意図】</b> 社会参加の促進が図られている。適正な医療の確保、心身の健康が保持される。  <b>【成果指標・実績値・目標値】</b> <b>A</b> 障がい者アンケート調査「就労している障がい者割合」(※29年度障がい福祉計画見直し時に実施予定) (単位%) <table border="1" data-bbox="1797 1279 2011 1338"> <tr><td>H28</td><td>H31</td><td>H36</td></tr> <tr><td>-</td><td>33.0</td><td>40.0</td></tr> </table>	H28	H31	H36	-	33.0	40.0
H28	H31	H36											
-	33.0	40.0											
<b>㉖障がい児通所給付費等給付事業</b> <b>【事業概要】</b> 障がい児が身近な地域で質の高い支援を受けられるように障がい児通所給付費を給付する。 <b>【事業費】</b> 606,712千円 <b>【事業担当課】</b> 障がい福祉課 <b>【実施内容】</b> 障がい児に対して下記のサービスを給付し、実施事業者に給付費を支出する。 ①児童発達支援②医療型児童発達支援③放課後等デイサービス④保育所等訪問支援⑤肢体不自由児通所医療費⑥障害児相談支援給付費 <b>【進捗状況】</b> 随時、障がい児に対しサービス利用に関する調査を行い、能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、障害児通所給付費の支給決定を行った。 H28年度実績 述べ利用件数 8,400件 扶助費計 606,711,400円	障がい児保護者に対し、サービス利用に関する調査を行い、支給決定をし、受給者証を交付する	障がい児が障害児通所支援事業所を利用する	障がい児の基本的日常生活動作や集団生活への適応能力の向上が図られる	障がい児が自立し社会参加するために必要な力が養われる	将来的に障がい児が自立した生活を送れるようになる	<b>B</b> 受給者証の交付者数 医療費(重度心身、中度身体障がい者医療費)  (単位 人) <table border="1" data-bbox="1797 1665 2011 1724"> <tr><td>H28</td><td>H31</td><td>H36</td></tr> <tr><td>8,522</td><td>8,900</td><td>8,900</td></tr> </table>	H28	H31	H36	8,522	8,900	8,900	
H28	H31	H36											
8,522	8,900	8,900											
<b>㉗精神保健福祉事業</b> <b>【事業概要】</b> 精神障がい者が地域において自立した生活を送れるよう支援する。また、精神保健ボランティアや地域住民に正しい知識の普及を図り、精神障がい者を地域で支える体制づくりを実施する。 <b>【事業費】</b> 44千円 <b>【事業担当課】</b> 健康福祉課 <b>【実施内容】</b> 精神障がい者及び家族対象の定例会とサロンや一般住民や精神保健ボランティアを対象に学習会や講演会等を実施する。 <b>【進捗状況】</b> ・精神障がい者及び家族のサロンの実施(年12回、延人数79人)した。 ・ボランティア活動支援と心の健康づくり講演会を4回実施し、延77人の参加であった。	精神障がい者、家族を対象に定例会とサロンを交互に月1回開催する	精神障がい者が定例会やサロンに参加し、生活訓練を受ける	精神障がい者が自立した生活を送ることができるようになる	精神障がい者が社会復帰できる	精神障がい者が生きがいを持ちながら地域で生活を送れる	<b>C</b>  (単位 人) <table border="1" data-bbox="1797 1932 2011 1991"> <tr><td>H27</td><td>H31</td><td>H36</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	H27	H31	H36				
H27	H31	H36											
<b>㉘障がい者等紙おむつ支給事業</b> <b>【事業概要】</b> 在宅で長期にわたって寝たきりの生活をしている玉山地域内の重度障がい者に対して紙おむつを支給することにより、当該重度障がい者の介護者の負担軽減を図り、在宅福祉の増進を図る。 <b>【事業費】</b> 12千円 <b>【事業担当課】</b> 健康福祉課 <b>【実施内容】</b> 盛岡市玉山地域在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業実施要綱に基づき、玉山地域内在住で平成18年3月31日時点において対象であった人に紙おむつの支給を継続する。 <b>【進捗状況】</b> H28年度は、盛岡市社会福祉協議会に事業委託し、対象者1人に対し紙おむつ(フラット型)360枚を支給した。  <b>【事業概要】</b>  <b>【事業費】</b> <b>【事業担当課】</b> <b>【実施内容】</b>  <b>【進捗状況】</b>	玉山地域内在住の在宅重度障がい者に紙おむつを支給する	玉山地域内在住の在宅重度障がい者が紙おむつを利用する	玉山地域内在住の重度障がい者の介護者の経済的負担が軽減される	在宅生活の継続、向上が図られる	重度障がい者等が安心して自宅で暮らすことができ、QOLの向上につながる								